

【概要】 宿泊事業者感染予防対策推進事業費補助金

令和2年6月
北海道経済部観光局

◆ **コロナ対策としてホテル・旅館等の衛生管理機器の整備を支援します！**

補助対象者

- 旅館業法の営業許可を得た宿泊事業者（ホテル、旅館、簡易宿所等）
- 住宅宿泊事業の届出をした宿泊事業者（民泊）

補助対象経費

- 感染症予防に関する衛生管理対策に必要な機器
- 【一例】サーモグラフィー、除菌空気清浄機、殺菌エアタオル



補助金額・補助率等

- 上限額：200万円
- 下限額：20万円
- 一機器あたり1万円以上
- 補助率：3/4以内

【スケジュール】

- 6月 1日 募集開始（道HPで告示）
- 6月30日 申請締切(先着ではありません)
- 7月中 採択案件決定・申請者に通知
- 7月以降 事業完了後(12月末まで)
道の現地調査、補助金交付
※ 4月以降に購入した機器も対象とします。

【対象外】

- 消耗品、中古品、リース品
- 既存機器の修理及び改造
- 一般的に宿泊施設で使用されている機器
(例：エアコン、便器、食器、換気扇など)
- 造作・改築（例：パーティション、部屋の間仕切り）



※申請案件は効果的な補助金執行の観点から審査し、予算範囲内で事業の採択を行います。

詳細はホームページをご覧ください。<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/index.htm>

※申請いただく宿泊施設におかれましては、「新北海道スタイル」安心宣言をしていただくよう、お願いします。詳細はホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>

【問い合わせ先】

北海道 経済部 観光局

電話：011(204)5303

メール：

kanko.web@pref.hokkaido.lg.jp